

平成31年度 第1回あさぎり町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成31年4月10日(水)					
招集の場所	あさぎり町役場2F大会議室					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成31年4月10日 午後1時30分			会長	杉下 和治
	閉会	平成31年4月10日 午後2時10分			会長	杉下 和治
応(不応)招委員 及び出席並びに 欠席委員 出席 25名 欠席 1名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	深松 守	○	14	的射場 洋一	○
	2	橋口 丈一	○	15	石山 孝史郎	○
	3	中村 金一	○	16	落合 武士	○
	4	村田 新一	○	17	井手 久美子	○
	5	吉田 利明	○	18	廣瀬 孝喜	○
	6	城本 康志	○	19	樫木 徹郎	○
	7	藤本 勇二	○	20	濱田 定武	○
	8	松本 廣幸	○	21	宮原 久子	○
	9	上野 勇一郎	×	22	福永 高嗣	○
	10	恒松 純生	○	23	林田 樞臣	○
	11	豊永 安茂	○	24	平川 勇	○
	12	田崎 洋一郎	○	25	重信 洋一	○
	13	多田 喜一郎	○	26	杉下 和治	○
議事録署名委員	25番 重信 洋一 1番 深松 守					
出席した 農業委員会職員	事務局長 船津宏 課長補佐 高田真之 参事 大岩亜記					
議 事 日 程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第6 議案第3号 農地利用集積計画(第4回)の決定について 日程第7 議案第4号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・ 評価(案)について 日程第8 議案第5号 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案)について					

開会 午後1時30分

- 農業委員会事務局長（船津 宏君） それでは開会いたします。御起立をお願いします。礼。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 皆さんこんにちは。新しい年度に入りまして、それぞれ忙しい時期でありますけれども、今年も、農業委員会活動、それから我が家の経営に頑張って奮闘していただきたいと思えます。今日は上野委員より、インフルエンザということで欠席届が出ております。ただいまの出席委員は25名です。定足数に達していますので、平成31年度あさぎり町農業委員会第1回総会を開会いたします。ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本会議の会議録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、25番重信洋一委員、1番深松守委員を指名いたします。

日程第2 報告第1号

- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会課長補佐（高田 真之君） それでは報告いたします。資料2ページ目をご覧ください。今回は、9件の合意解約となっております。解約理由につきましては、申請番号31番から34番が所有権移転のため、申請番号35番から39番が第三者貸し付けのためとなっております。以上で報告を終わります。

日程第3 報告第2号

- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。日程第3、報告第2号、農地所有適格法人報告書の提出について行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい、それでは報告をいたします。報告第2号、農地所有適格法人報告書について、資料は2ページ右側からご覧ください。今回は3件の届け出が提出されております。関連資料につきましては、農業生産法人経営概要表を記載しております。資料3ページ左側は、平成31年3月1日現在です。右側につきましては、平成28年1月1日現在です。資料4ページ左側は、平成29年1月1日現在です。同じく右側平成30年1月1日現在です。なお、3カ年分、こちらにつきましては提出されたことになっております。資料5ページ左側は、平成30年7月1日現在です。同じく右側は、平成29年7月1日現在です。こちらにつきましては、2カ年分提出されておりますことを申し添えます。以上で報告を終わります。

日程第4 議案第1号

- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。申請番号1番と2番について、事務局の説明を求めます。
- 農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、農地法第3条の許可申請について説明をいたします。資料は6ページからになります。今回は、所有権移転1件と賃借権設定1件、計2件の審議をお願いいたします。申請番号1番ですが、資料は6ページ右側から10ページにかけてになります。譲渡し人、譲受人は共に町内

の個人の方で、親子の関係となります。移転する土地としましては一筆で、地目は台帳・現況ともに田。面積が3,985㎡となっております。移転する契約としましては、贈与となっております。譲受人は、申請地に水稻を作付予定です。次に申請番号2番ですが、資料は11ページから15ページにかけてになります。譲渡し人、譲受人は共に町内の個人で、同じ世帯の方。祖父と孫の関係となります。移転する土地としましては2筆で、地目は台帳・現況とも畑です。面積は合計5,313㎡となっております。設定する権利としましては、賃借権設定で反当たり8,000円としています。譲受人は、申請地にミシマサイコを作付される予定です。以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。審議方よろしくお願ひいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第2班の現地調査がありましたので、申請番号1番について21番委員の宮原委員、申請番号2番について12番委員の田崎委員より報告をお願いします。

◎21番委員（宮原 久子君） はい、1番の案件について説明いたします。21番です。資料は6ページから10ページになります。第2班で現地調査してきました。場所は岡原の別府地区でございます。親子関係にあり、生前贈与の案件です。きれいに管理してあり、住宅の横が現地になります。なんら問題ないかと思ひます。よろしくお願ひいたします。

◎12番委員（田崎 洋一郎君） 12番田崎です。申請番号2番について、現地調査の報告をします。ページは11ページから15ページになりますが、14ページの地図をごらんください。場所は、須恵文化ホール、須恵小学校・保育所・文化ホールからフルーティロードのほうに向かい、多良木方面に行つてフルーティロードのすぐ南側それと、もう一筆が更に多良木寄りに行つて、諏訪神社近くの南側になります。2件とも、川辺川事業の造成地です。現在は薬草を作るといふことで、きれいに整地・準備をされておりました。譲受人は新規就農者で、譲渡し人の孫といふことで、何ら問題ないと思ひます。審議方よろしくお願ひします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明、現地調査報告が終わりました。最初に、申請番号1番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。最初に申請番号1番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがつて、申請番号1番の案件については、許可することに決定しました。次に、申請番号2番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号2番の案件について、採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがつて、申請番号2番の案件については、許可することに決定しました。

日程第5 議案第2号

- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、農地法第5条の許可申請について御説明いたします。資料は16ページからになります。今回は、1件の審議をお願いします。申請番号1番ですが、資料16ページから25ページにかけて。譲渡し人は県内の個人の方、譲受人は町内の個人の方です。転用する土地としましては一筆で、地目・現況ともに田。転用面積が計557㎡となっております。22ページの地図をご覧ください。申請地は、あさぎり町立上小学校から北西へ500メートル、主要地方道錦湯前線の北約300メートルのあたりになります。農業振興地域整備計画の農用地区域除外地で、24ページの左側の図面、灰色に着色している部分が農用地区域で、申請地から連たんして農地が広がっておりまして、10ヘクタール以上の一団の農地内にある1種農地に該当しますが、申請地は、1種農地の不許可の例外の集落接続要件を満たしており、個人住宅の転用は可能です。移転する契約としましては所有権移転の売買で、転用の目的は、個人住宅の建築によるものです。戻りまして17ページから右側に事業計画書、次のページ18ページ左側に資金計画書。それから21ページに、金融機関の融資予定証明書等々を掲載しております。事業計画にも記載しておりますが、申請人は現在実家に親と同居をしておりますが、子供の成長に伴い、住まいが手狭になったため、新たな住居の建築を計画しました。上小学校区が希望で、以前、塚之脇公営住宅に居住していたことから、近くの適地を希望していたということで、申請地については、町道にも接しており、この地を決定したということです。24ページから25ページにかけて、土地代替性検討表を付けておりますが、個人住宅として利用し、他に代替地もないことから、許可相当と判断をしております。以上で説明を終わります。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、事務局の説明が終わりました。午前中に、現地調査班、第2班の現地調査がありましたので、申請番号1番の案件について、25番委員の重信委員より報告をお願いします。
- 25番委員（重信 洋一君） 25番重信です。ただいま事務局より説明がありました、上小学校の西側近くで、町道下永里塚脇線の側で、小学校からも500m位のところです。今、田の中で、集落のあれに入っていますので、何ら、問題はないと思いますが、審議方よろしくをお願いします。はい。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号1番の案件について、質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。
- （「なし」の声あり）
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号1番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- （賛成者挙手）
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号1番の案件については、許可することに決定しました。

日程第6 議案第3号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第3号、農用地利用集積計画（第4回）についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい。議案第3号について説明いたします。資料は27ページからご覧下さい。申請番号192番から213番までは、期間満了に伴う貸借借権の再設定です。申請番号214番から217番までは、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。申請番号218番から230番までは、新規の貸借借権の設定です。続きまして申請番号231番は、期間満了に伴う転換による貸借借権の再設定になります。同じく、申請番号232番は、新規の農地中間管理事業による、貸借設定になります。続きまして、所有権移転に関わる分について説明をいたします。資料は29ページからご覧下さい。今回の申請は14件で、申請番号22番から28番につきましては、相手方の要望により、熊本県農業公社が買い入れるものです。申請番号29番から35番につきましては、公社が買い入れた土地を売り渡すものです。申請番号22番の買い入れ価格は10アール当たり15万円です。申請番号23万の買い入れ価格は10アール当たり65万円です。申請番号24番の買い入れ価格は10アール当たり80万円です。申請番号25番の買い入れ価格は10アール当たり41万1,281円です。申請番号26番の買い入れ価格は10アール当たり70万円です。申請番号27番の買い入れ価格は1、2段目とも土地が10アール当たり60万円です。申請番号28番の買い入れ価格は1段目の土地が10アール当たり60万円。2から3段目の土地が10アール当たり70万円。4段目の土地が10アール当たり50万円となっております。申請番号29番の買い入れ価格は10アール当たりすべて51万円です。申請番号30番の買い入れ価格は10アール当たり30万6,307円です。申請番号31番の買い入れ価格は10アール当たりすべて63万2,400円です。申請番号32番の買い入れ価格は10アール当たり35万7,000円です。申請番号33番の買い入れ価格は10アール当たり51万円です。続きまして、30ページお願いします。申請番号34番の買い入れ価格は10アール当たり81万6,000円です。申請番号35番の買い入れ価格は1から3段目の土地が10アール当たり30万6,000円です。4段目の土地が10アール当たり61万2,000円となっております。以上の件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。30ページから30ページ右側から40ページにかけまして、申請地位置図、利用権設定等状況一覧表と農用地利用集積計画総括表等を載せております。なお、申請位置図につきましては、22から28番の農地のみの掲載としております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第3号、農用地利用集積計画（第4回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。はい。

○12番委員（田崎 洋一郎君） 12番田崎です。30ページの申請番号34番ですが、これ私が担当したんですけど、10アール当たりは80万ではなかったか？

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 公社が、買い入れ価格の2%を手数料として取るので、多分それが入っていると。買われる方には買い入れの時に話はしてありますので、了解済みです。

○12番委員（田崎 洋一郎君） ということはこの、がつつりした70万とか60万というのも、そんな感じですかね。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） こっちは売り渡しなので。

○12番委員（田崎 洋一郎君） はい、わかりました。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。これから議案第3号、農用地利用集積計画（第4回）について採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。

日程第7 議案第4号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第7、議案第4号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価（案）についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、総会資料の41ページからになります。これは、毎年4月に前年度の目標に向けた農業委員会の活動の点検評価、そして本年度、それを改善しながら目標を定めていくというようなことで、今月4月に（案）を図りまして、6月までに広報、意見公募を募ってですね、今日お諮りしたものに修正を加えて、6月の総会の時に、決定案を審議して頂くというものです。まず、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について、説明をいたします。41ページ左側の、I法令事務に関する点検についてですけれども、公開である旨の周知状況につきましては、広報紙、ホームページ掲載、農業委員会窓口で掲載をしております。それから、（2）の総会等の議事録作成と（3）議事録の内容については、詳細なものを約1日間で作成しております。（4）の議事録の公表については、ホームページ並びに農業委員会事務局で縦覧にしております。次に、2の事務に関する点検についてですが、（1）の農地法3条に基づく許可事務とあります。主なものとして、新規就農農家さんに貸し付ける案件とか、公社を通さない基盤強化法以外の、相対で金額等を決めていく農地の売買、こういったものの案件を扱っております。1年間の処理件数が32件、全てを昨年度は許可をしております。1件だけ審議保留の件がありましたが、取り下げがありこの部分は入っておりません。続いて、事実関係の確認は、審議の内容について添付書類の確認、農業委員による現地確認を行っており、総会において、下限面積、従事日数等の確認、現地調査報告を行い、許可相当かの判断を行っております。申請者への審議結果の通知については、32件全て文書で通知しており、審議結果の公表もホームページ並びに議事録の縦覧による公表を行い、標準処理期間としては、申請書受理から17日。処理に要する期間も平均17日となっております。次に41ページ、右側中ほどの（2）農地転用に関する事務については、年間22件処理しており、事実関係の確認は、調査表による確認と現地調査を行っております。総会等での審議は、農業委員による現地調査報告、案件ごとの質疑、許可相当の判断を行っております。審査結果等の公表は、ホームページ並びに事務局での議事録縦覧を行って公表しております。処理期間については、申請書受理から32日間。処理期間が平均32日となっております。次に（3）ですが、訂正いたしましたように、もとの原稿では、農業生産法人となっておりますが、これを全て農地所有適格法人と読み替えてご覧下さい。農地所有適格法人からの報告についてですが、農地法第6条で毎年の事業状況、それを、そのほか農林水産省令で定める事項を報告しなければならないということになっており、管内の農地所有適格法人19法人のうち、報告を行ったのが11法人、6法人が報告義務を忘れておりましたので、報告されておられません。このため対応方針としましては、再度報告するように督促をするようにしております。次に、42ページになります。42ページの左側についてはもとの原稿でご覧下さい。（4）情報の提供についてですが、まず、賃借料情報の調査提供は、2月の総会時に議案として上げておりましたとおり、調査対象件数、賃借権件数は493件です。農地の権利移動の状況把握についてですが、調査対象権利移動件数は84件で、3月に取りまとめて県へ報告しております。次が42ページ右側ですが、こちらはすいません、差し替えたものを見て頂きたいと思います。ローマ数字のII法令事務（遊休農地に関する措置）についての評価です。管内の農地面積3,215ha、遊休農地は昨年調査で

21.0haで0.63%となっております。平成30年度の目標及び実績については、原稿の段階では、確定値が固まっておりましたので、本日差し替えてお配りしております。次に、平成30年度の目標を2.0haとしておりました。実績は、こちらはまだ暫定数なんですが5.7ha。これでいきますと、達成率は285%となります。次、3-2の目標の達成に向けた活動ですが、農地利用状況調査を7月から8月にかけて、農業委員さん及び事務局職員で実施し、11月までに調査結果を取りまとめて通知等を行っており、下段の評価の案の目標に対する評価として、新規の遊休農地も発生しましたが、遊休農地解消の数値目標は達成し、減少させることができたというような状況です。活動に対する評価の案としましては、調査結果に基づき遊休農地の更なる有効な利用についての指導が必要と考えられます。下の活動実績欄についてですが、20件の遊休農地への指導を行い、遊休農地である旨の通知を29件、1.5haに対して出しております。利用意向調査を行っておりますが、回答がなかなか難しいところで、今後も県の機関と協力しながら未回答のところについても、進めていきたいと考えております。続いて43ページ、Ⅲ 促進等事務に関する評価、1 認定農業者等担い手の育成及び確保で、まず現況ですが、農家数1,324戸うち就業農家438戸、農業生産法人21法人、認定農業者381経営体となっております。課題としては、高齢化や後継者不足が進む中、なかなか増加が見込めないというような状況です。集落営農の組織の法人化についても、今後は喫緊の課題というふうに考えております。30年度の実績ですが、目標としましては、2経営体を上げておりましたが、実績は3経営体ということで、経営化する法人の増加とか、新規の農家さんの実績は上がっております。次に、43ページ右側の2 担い手への農地の利用集積についてですが、現状としましては、管内の農地面積に対して集積面積が2,290ha、集積率71.2haとなっております。30年度目標30haに対し、実績は暫定数値ですが2haとしておるところです。続いて44ページ、3 違反転用への対応について。基本的にですね、違反転用については、あさぎり町では確認はできていないということとなっております。農業委員による農地パトロール、それから広報紙による広報等により、もし違反転用があった場合には、速やかに転用の推進を行っていくということで、引き続き協力体制を強化していくということで進めていきたいと考えております。以上で、議案第4号の説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、事務局の説明が終わりました。議案第4号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価（案）についての質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。これから議案第4号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価（案）について採決します。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。

日程第8 議案第5号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第8、議案第5号、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、資料の44ページ右側になります。Ⅰ 農業委員会の状況ということで、2015年の農林漁業センサスの数値に基づいて記入するということとなっておりますので、多少現在のものと数値が異なると思いますが、そういうことで記載をしておりますので、数値についてはご覧の通りでございます。次に、2 農業委員会の現在の体制ということで、新体制に基づく農業委員会が昨年からはなっておりますので、こちらも記載のとおりです。次に45ページ、担い手への農地の利用集積・集約

化につきましては、平成31年度の活動計画については、人・農地プラン等に基づく地域の話し合いを地区ごとに行い、そこに今回からは、農業委員さんも積極的に主体的な立場で、参加をして頂きたいという風に、考えておるところです。地域の中で利用集積及び面的集積、それから農地中間管理機構という部分にも関わって頂いてですね、担い手の面的集積を、今後も継続して行っていきたいというふうに考えております。平成31年度の目標及び活動計画につきましては、昨年と同様集積面積30ha、うち新規を2haとしております。今お話したような、これからのですね、新たな農業委員会体制の中での主体的な立場での積極的な関わりという風な事についてですね、今日全体会議が終わった後にですね、県の農業会議の専門監をお招きしております、そのあたりの話を詳しくお話をして頂く予定としておりますので、その辺を、御関心を持ってお聞きいただきたいと考えておるところです。次に、Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入推進についてですが、現状及び課題についてですが、新規参入の状況については、ご覧の表の通りとなっております。課題としましては、経営体の高齢化が顕著になり、後継者不足の現状があります。新規就農者への補助制度とか、法人参入の規制緩和について、更なる周知が必要かとは考えられます。平成31年度の目標及び活動計画についてですが、参入目標数については2経営体、参入目標面積に付きまして、2haとしておりますけれども、これを越えるようにですね、農業委員さん皆さんのお力で新規就農者、新規法人と立ち上げに向かって取り組んで頂きたいという風に考えておるところです。次に45ページの右側ですが、Ⅳ 遊休農地に関する措置、平成31年度の目標及び活動計画につきましては、農地利用状況調査については7月から8月に実施し、その結果取りまとめを、9月から11月にかけて行って、農地の利用意向調査を11月から12月に行い、最終的に3月までに、調査結果を取りまとめるというふうにしております。最後に、Ⅴ 違反転用の適正な対応としましては、平成31年度も昨年同様農地パトロール等を行い、昨年一昨年と違反なかったんですけども、発見次第ありましたら、速やかに転用の促進を促していくということをお願いしたいと思います。また、農業委員会だよりとかホームページ等を利用して、農業委員会だより・ホームページこちらの啓発を進めて、このようなことがないように、さらに、周知を推進していければというふうに考えております。以上、議案第5号の説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、事務局の説明が終わりました。議案第9号、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを、質疑を行います。質疑ありませんか。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） 冒頭に説明したとおりですね、今月、30年度の取り組みの評価とそれから31年度の目標・活動計画の案を決めていただきまして、これをホームページとか広報周知をしたあとで、意見公募があったものを踏まえて、6月に決定をしたものを、6月にはっきりした今暫定の数値が入っている部分もありますけれども、6月の総会に確定したものを上げて、決定をして頂くという風な流れとなっておりますので申し添えておきます。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 3月20日の日ですね、県の会議のほうに出席しましたけれども、そういう中でも、やはり今年はヤミ小作を、利用権設定をした本契約に持っていきましょう。という県の活動計画がありますので、そういうところは、担い手への農地集積、そういうところに持っていけば、この集積率8割は達成できるんじゃないかなと思います。そしてまた今日も研修がありますけれども、人農地プランをやはり農業委員が、地域のこれからの農業、農地のあり方をやはり進めていくのが、もう農業委員だと思いますので、その辺の、ですから、活動もよろしくお願ひしたいと思います。何か質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。議案第5号、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを採決します。本案は原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。
これで本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。平成31年度あさぎり町農業委員会第1回総会
を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） 御起立願います。礼。

閉会 午後2時10分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

平成 年 月 日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 25番 重信 洋一

あさぎり町農業委員会 署名委員 1番 深松 守